

大分大学研究マネジメント機構研究支援センター細則

令和3年9月28日制定

令和3年細則第27号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学研究マネジメント機構規程（令和3年規程第30号）第9条第2項の規定により、大分大学（以下「本学」という。）における研究支援体制及び研究環境を整備及び維持管理し、もって本学の研究力向上に資することを目的として設置する、大分大学研究マネジメント機構研究支援センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(業務)

第2条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 研究に関する高度な技術支援に関すること。
- (2) 実験施設及び機器の維持管理並びに共用に関すること。
- (3) 動物実験の実施に関すること。
- (4) 放射性同位元素を利用した実験の実施に関すること。
- (5) その他本学の研究支援及び支援体制の整備に関すること。

(センターの組織)

第3条 センターに、次の各号に掲げる部門を置く。

- (1) 先端技術部門
- (2) 動物管理部門
- (3) R I 管理部門
- (4) 実験機器管理部門
- (5) 機器分析部門

2 前項各号の部門に関し必要な事項は、別に定める。

(構成)

第4条 センターは、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) 各部門長
- (3) 研究マネジメント機構の教員
- (4) 研究マネジメント機構の教室系技術職員
- (5) 研究マネジメント機構の教務職員
- (6) その他機構長が必要と認める者

2 前項各号に定めるもののほか、必要に応じて副センター長を置くことができる。

3 第1項第3号から第6号までの構成員は、機構長が指名する。

(センター長)

第5条 センター長は、本学の教員のうちから、機構長が指名する。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 センター長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部門長)

第6条 部門長は、本学の教員のうちからセンター長の推薦に基づき、機構長が指名する。

2 部門長は、所掌する部門を統括する。

3 部門長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 部門長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター連絡会議)

第7条 センターの円滑な運営を図るため、研究支援センター連絡会議（以下「センター連絡会議」という。）を置く。

2 センター連絡会議の委員は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) センター長

(2) 各部門長

(3) 第4条第1項第3号及び第6号の構成員

(4) 研究推進部研究推進課長

(5) その他センター長が必要と認める者

3 前二項に定めるもののほか、センター連絡会議に関し必要な事項は、別に定める。

(部門会議)

第8条 部門の円滑な運営を図るため、次の各号に掲げる部門会議を置く。

(1) 先端技術部門会議

(2) 動物管理部門会議

(3) R I 管理部門会議

(4) 実験機器管理部門会議

(5) 機器分析部門会議

2 前項各号の部門会議に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 センターに関する事務は、研究推進部研究推進課において処理する。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和3年10月1日から施行する。